

最高裁秘書第2028号

令和3年6月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 司法行政文書開示通知書

令和3年1月22日付け（同月25日受付、第020888号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 2020年5月14日付け2020年度裁判所書記官養成課程に対する要望書（片面で2枚）
- (2) 5月14日付け「2020年度裁判所書記官養成課程に対する要望書」に対する対応案（片面で2枚）

##### 2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)の文書には、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（名義人役員の印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (2) 1の(2)の文書には、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記載されており、この情報は行政機関情報公開法5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開

示しないこととした。

### 3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）



涉外第31号・青年協渉外第4号  
2020年5月14日

最高裁判所長官 大谷直人 殿

全司法労働組合

中央執行委員長 中矢正

青年協議長 米島

## 2020年度裁判所書記官養成課程に対する要

2020年度裁判所書記官養成課程が延期されていることを受け、下記のとおり提出します。

本要望に誠実に対応されるとともに、引き続き全司法との意見交換を継続し、全司法の意見が反映されるよう強く要求します。

### 記

- 1 講義の動画を配信し又は録画物（DVD等）を配付すること。動画の配信又は録画物の配付に当たっては、必要に応じて、視聴に要する機器（ポータブルの再生機器等）を整備すること。動画の配信又は録画物（DVD等）の配付が困難な場合には、補足説明を付加したパワーポイントのスライドの印刷物を配付するなど、レジュメの内容を補う措置を講じること。
  - 講義の動画の配信等は、休校中の大学等でも行われていることである。
  - インターネット環境にない研修生、容量制限がある研修生、録画物の視聴機器がない研修生もいると思われるが、受講に支障が生じないよう配慮してほしい。
  - 多くの講義でパワーポイントが活用されているため、スライドの配付は容易であると考えられる。また、パワーポイントに掲載していない口頭による説明も、何らかの形で作成されていると考えられるため、パワーポイントを補うものとして配付してほしい。
- 2 模擬事件の調書作成に当たっては、模擬裁判の動画を配信し又は録画物（DVD等）を配付すること。それが難しい場合には、シナリオを配付すること。
  - 調書の練習問題について、演術の台本（期日のシナリオ）が添付されていないものがあるため、解けないものがある。
  - 手控えをとる練習にもなるため、演じた動画を配信又は配付してほしい。動画の配信又は配付が難しい場合もシナリオは配付してほしい。
- 3 全ての科目について、練習問題等の解答を配付すること。
  - 配付された練習問題等に解答が添付されていないものがあり、困っている。
  - レジュメの間に解答したものの、正解が分からぬいため、答えが正しいのか分からぬまま進めざるを得ず、不安であるとともに、消化不良にもなっている。

- 4 電話のほか、メールなどでも教官に質問ができる体制を整備すること。
  - 電話以外にも、インターネット（メール等）上で行える質問環境を構築してほしい。
  - 質問及びその回答という情報の内容自体には、情報セキュリティポリシー上、大きな問題はないと思われる。情報セキュリティポリシーの要件を緩和するなどし、メールによる質疑応答を認めてほしい。
  - メールによることは技術的に難しいものではなく、また、全ての研修生が利用できる手段である。
- 5 例年と同程度の質の研修を研修生が受けることができるよう、研修内容を見直すことも含め、必要な措置を講じること。
  - すぐに集合研修を再開したとしても、集合研修を受ける期間が短くなる。集合研修を中心に入門をより充実したものとしてほしい。
  - 在宅学習の対象とされた範囲も、在宅学習だけでは終わりとはせず、簡単な内容でも構わないで講義により内容を補ってほしい。
- 6 研修スケジュール（在宅学習の内容、研修再開の連絡などを含む）については、遅くとも2週間前には研修生に周知すること。加えて、研修再開の基準を早期に明確にするなどし、研修生の不安を解消すること。
  - 研修を再開する場合、なるべく早く、遅くとも2週間前には周知してほしい。
  - 「少なくともいつまで在宅学習になるのか」等、時期を明示してほしい。
  - 集合研修開始のスケジュールについて、例えば「緊急事態宣言解除後から2週間後」など、目安を教えてほしい。
  - 時期の目安が分かれば、航空券や荷物の手配がしやすくなる。
- 7 研修計画を変更する場合及び研修を所属庁に委託を検討する場合、研修生及び全司法に事前に意見を聞くこと。また、研修計画を変更する等の場合には、その理由を研修生及び全司法に對して説明すること。
  - 研修期間の延長は、研修生の生活や職場等に及ぼす影響も大きく、避けてほしいとの声も多い。やむを得ず延長せざるを得ない場合には、その理由や必要性など、丁寧な説明をしてほしい。
- 8 試験を実施する場合、日程、実施方法及び試験範囲を早期に明らかにすること。実務修習以前に試験を実施できない場合、研修生の能力及び知識の到達の度合いをどのように把握するつもりなのか考え方を明らかにすること。また、どのように研修生の質を維持するつもりなのか考え方を明らかにすること。
  - 前期研修ができないまま実務修習を実施するとなれば、例年以上に質の差が大きくなることが懸念される。
- 9 所属庁が繁忙な状況であっても、従来の水準を維持した実務修習が実施できるようにすること。また、所属庁に過度な負担がかからないよう留意すること。
  - 裁判所が通常業務に戻った後、非常に忙しい中で、きちんと従来の水準の指導ができるのか懸念される。
  - 繁忙な状況下でも各地家裁が充実した指導をすることができるよう、裁判所職員総合研修所が例年よりも具体的な指示を出すなど、現場任せにならないようにしてほしい。

以上

5月14日付け「2020年度裁判所書記官養成課程に対する要望書」に対する対応案

職員団体から、全司法労働組合中央執行委員長及び青年協議長連名による5月14日付け「2020年度裁判所書記官養成課程に対する要望書」が出されたので、現段階において、次のとおり一括して説明する。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた自治体からの要請やその後の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の実施により、裁判所書記官養成課程第一部第17期の第1期研修及び同第二部第16期の第2期研修における集合形式による研修の実施を延期し、研修生は自宅等に待機の上、学修してもらっているところである。

総研においては、緊急事態宣言下での業務縮小という制約の中で、裁判所の基幹官職である裁判所書記官の養成の質を維持するため、最大限の努力をしているところであるが、今後の状況の変化等も見極めながら、更なる研修の充実のため何が実施できるのかを引き続き検討していきたい。

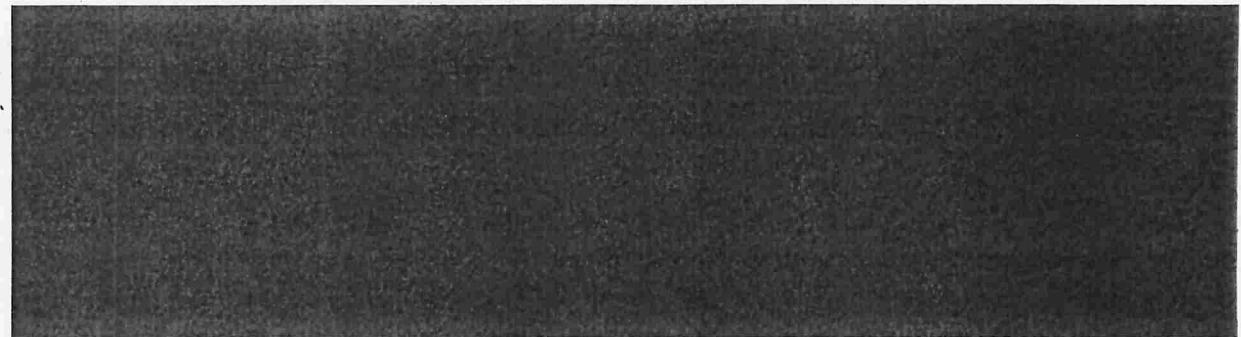
職員団体の要望等については承った。

なお、これまで述べているとおり、養成課程のカリキュラムの策定は、総研において責任をもって行うべきものであるが、意見等があれば述べてもらって差し支えない。

(想定問答)

1 個別に回答してもらいたい。

そのような要望があることは承るが、現段階における説明は、先程述べたとおりである。



2 研修生に対し説明できる事項は、速やかに説明してもらいたい。

必要な説明については、これまで同様、適切に対応したいと考えている。

職員団体の要望として承っておく。